

南さつま市漁獲共済補助事業

漁業者の経営安定を図るため、漁獲共済掛金の一部助成をしています

○対象者

市内に住所を有し、かつ主たる事務所が市内にある漁業協同組合の正組合員資格を有する個人及び経営体であること

○交付要件

漁業者が加入する漁獲共済掛金に対する補助

○補助割合

漁獲共済掛金の10分の1を補助します。

○その他

詳しい申請手続き等は電話にてご確認ください。

○問い合わせ先

商工水産課水産振興係（直通0993-76-1607）